

地球温暖化対策基本法案の概要

法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
 - 国際的協調の下の積極的な推進
 - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

等

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

➤ 原子力に係る施策

- 地球温暖化への適応

等

中長期ロードマップに係る条文（基本計画、実施計画）

○基本計画関係

＜地球温暖化対策基本法案＞

第3章 基本計画

第12条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地球温暖化対策についての基本的な方針
 - 二 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 三 平成42年及び平成52年における温室効果ガスの排出量の見通し
 - 四 政府が総合的かつ計画的に講ずべき地球温暖化対策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

○実施計画関係

＜地球温暖化対策基本法案附則第3条及び第4条の規定により一部改正された地球温暖化対策の推進に関する法律＞

第2章 実施計画

（実施計画）

第8条 政府は、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法第10条第1項及び第3項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第12条第1項に規定する基本計画に即して、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）のための措置に関する基本的事項
 - 三 計画期間における温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 四 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
 - 五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
 - 六 第 20 条の 2 第 1 項に規定する政府実行計画及び第 20 条の 3 第 1 項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
 - 七 計画期間における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
 - 八 第 2 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる数量の取得、京都議定書第 17 条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第 3 条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置に関する基本的事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、計画期間における地球温暖化対策に関する重要事項
- 3 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第 3 項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、実施計画を公表しなければならない。

（実施計画の変更）

- 第 9 条 政府は、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、実施計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
- 2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、実施計画を変更しなければならない。
 - 3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、実施計画の変更について準用する。